

長野県公共交通活性化協議会松本地域別部会
地域公共交通分科会設置要領(案)

(目的)

第1 長野県公共交通活性化協議会松本地域別部会（以下「地域別部会」という。）の行う所掌事項の個別具体的な内容の検討を行うため、長野県公共交通活性化協議会地域別部会設置要領第6に基づき、地域公共交通分科会を設置する。

(検討事項)

第2 地域公共交通分科会は次の事項について検討するものとする。

- (1) 長野県地域公共交通計画に関係する協議等全般
- (2) 生活交通路線に係る輸送サービスの範囲及び形態
- (3) 生活交通路線に係る輸送サービスの水準
- (4) 生活交通路線に係る輸送サービスの提供主体
- (5) 生活交通路線に係る輸送サービスの提供に公的支援が必要な場合には、公的支援のあり方
- (6) その他必要な事項

(構成)

第3 地域公共交通分科会は別表に掲げる団体の実務者を委員として組織する。

2 別表に掲げる関係市村とは、松本地域振興局管内3市5村とする。

3 地域公共交通分科会は、必要に応じて別表に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

(会長及び副会長)

第4 地域公共交通分科会に会長及び副会長を置き、会長には地域振興局の企画振興を所管する課長を、副会長には会長が指名する者をもってあてる。

(事務局)

第5 地域公共交通分科会の事務は、地域振興局の企画振興を所管する課において行う。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、必要な事項は地域公共交通分科会において定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年 月 日から施行する。

別表

- ・ 関係市村
- ・ 地域振興局
- ・ 国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局
- ・ 関係鉄道事業者
- ・ 関係バス事業者
- ・ 関係タクシー事業者
- ・ 長野県私鉄労働組合連合会
- ・ 利用者代表
- ・ その他必要と認める者